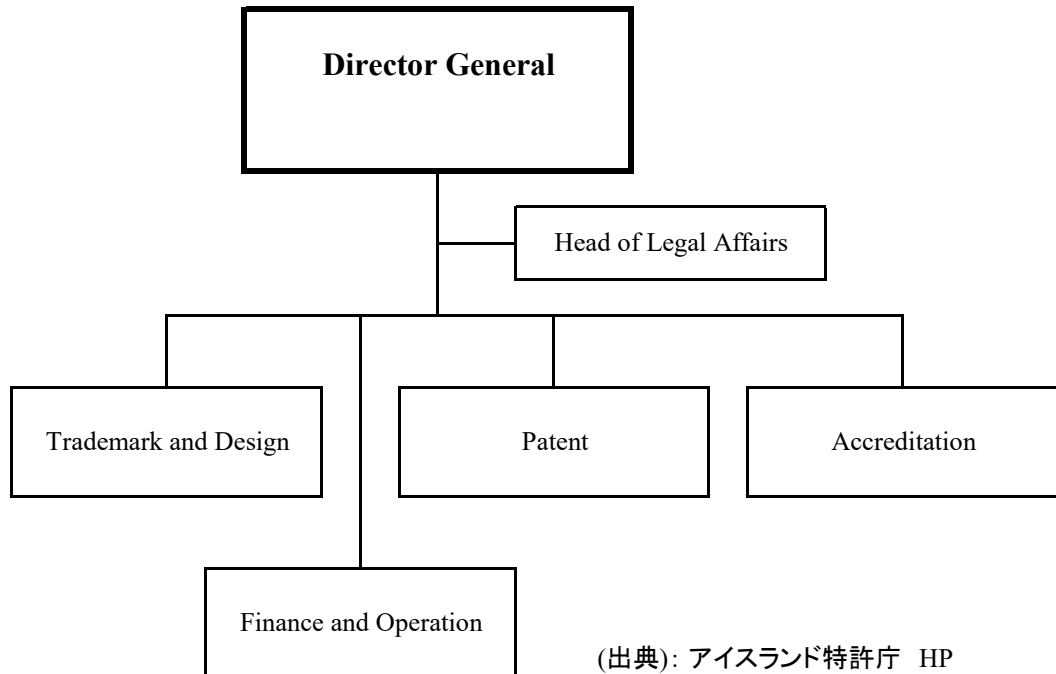


①国名	Republic of Iceland (IS) (アイスランド共和国)				
②名称	Icelandic Intellectual Property Office (ISIPO)				
③所在地	Engjateigi 3 IS-150 Reykjavik				
④連絡先	(電話)(354)580 9400		(FAX)(354)580 9401		
	(E-mail) isipo@isipo.is		(internet) <a href="http://www.isipo.is">www.isipo.is</a>		
⑤組織の長	Director General : <b>Ms. Borghildur Erlingsdóttir</b>				
⑥沿革	(1) 1991年に、1923年特許法を廃止して、1991年特許法及び同法規則を制定すると同時に、特許出願に関する指針について公示。				
	(2) 1997年6月1日から商標法及び同法規則及び団体商標法が施行される。				
	(3) 1997年6月1日から意匠法及び同法規則が施行される。				
	(4) アイスランドは、2004年11月から欧州特許条約の締約国となった。				
⑦所管	特許、意匠、商標				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1986/9/13	1947/9/7			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1962/5/5			1994.6.15
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2012/12/14				
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1995/3/23			2003/12/23	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1997/4/15	1995/3/23	1995/4/9	1995/4/9	
strasbourg	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	Republic of Iceland (IS) (アイスランド共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	44	66	62	47
		(内 外国出願)	8	10	15	3
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	1	7	8	2
	意匠	全数	183	92	136	135
		(内 外国出願)	171	92	120	128
		(内 日本から)	4	4	4	7
	商標	全数	3,645	3,948	3,723	3,867
		(内 外国出願)	2,922	3,095	3,085	3,242
		(内 日本から)	93	99	80	110
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	36	16	9	9
		(内 外国出願)	30	10	3	5
		(内 日本から)	2	1		
		(内 PCTルート)	25	9	4	5
	意匠	全数	177	99	99	134
(内 外国出願)		164	89	86	129	
(内 日本から)		10	3	3	7	
商標	全数	3,992	3,922	3,846	3,523	
	(内 外国出願)	3,406	3,347	3,424	3,216	
	(内 日本から)	96	128	97	106	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>



(出典): アイスランド特許庁 HP

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Iceland (IS) (アイスランド共和国)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2008年1月1日施行 (2007年法律No.167 (2007年統合の特許法))
	③地理的効力の範囲	アイスランド国内のみ
	④他国制度との関係	<p>欧州特許条約(EPC)加盟国。 アイスランド特許庁においては、EPO又はスウェーデン、デンマーク又はノルウェーの国内特許に基づく特許出願であれば、対応する出願、即ち対応する発行特許におけるクレーム及び明細書から出願(権利)を容認している。</p>
	⑤出願人資格	<p>発明者及び承継人 (特許法第1条)</p>
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	<p>要。アイスランドに非居住の出願人は、European Economic Area (EE領域)内に居住の代理人を選任しなければならない。 (特許法、特許出願及び手続編第12項(条))</p>
	⑦出願言語	<p>アイスランド語、デンマーク語、ノルウェー語、スウェーデン語、英語。 クレーム及び要約がアイスランド語以外の場合は、翻訳文を公開前に提出しなければならない。 (特許法第53条)</p>
	⑧特許権の存続期間及び起算日	<p>出願日から20年(出願から5年以内に権利取得の場合) 特許日から15年(出願から5年以上経過後に権利取得の場合) (特許法第40条)</p>
	⑨新規性の判断基準	<p>内外国公知、内外国刊行物 (特許法第2条)</p>
	⑩グレースピリオド	<p>有。次の2つのケースが規定されている。期間は、何れも6月。 (1)公認の内外国における博覧会における展示による発明の開示。 (2)出願人及び承継人に対する第三者等による権利濫用による発明の開示。 (特許法第2条)</p>
	⑪非特許対象	<p>(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創作物 (3) 計画、ゲーム又は事業を行うための取り決め及び精神的行為をする方法 (4) コンピュータープログラム (5) 情報の提供 (6) 人間若しくは動物の身体への外科的又は治療方法、及び人間若しくは動物の身体に対する診断方法 (7) 使用が公の秩序又は道徳に反する発明であって、①植物品種又は動物品種、及び植物又は動物を作る本質的な生物学的方法②人体における構造又は発達の各段階、および人体の要素(例えば、ヌクレオチド配列の単なる発見) (特許法第1条)</p>
	⑫実体審査の有無及び審査事項	<p>有。特許審査(新規性及び実体審査)はデンマーク特許庁に委託されて実施される。 (特許法第15条、第26条)</p>
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	<p>有。出願日又は優先日から18月経過後、出願は公衆の閲覧に供される。 (特許法第21条)</p>
	⑯異議申立制度の有無	<p>有。特許付与の公告から9月以内に、何人も異議申立を行うことができる。 (特許法第22条)</p>
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、無効は裁判所に提訴することができる。
	⑱実施義務	<p>有。特許付与から3年又は出願から4年の何れか遅い方までの期間が終わるまでに、アイスランドにおいて実施しなければならない。実施が不十分であるときは、不使用取消の対象となる。</p>

①国名	Republic of Iceland (IS) (アイスランド共和国)					
	⑱費用 単位 ISK (アイスランド ・クローナ)	[出願から登録までに掛かる費用]				
		出願料	47,000 ISK	3,000 ISK(10超の各クレームにつき)		
		登録料	20,000 ISK(最初の40ページまで)			
					1,000 ISK(40ページ超の各40ページにつき)	
					2,000 ISK(出願後の追加の各クレームにつき)	
		[特許権維持に掛かる費用]				
		年金				
		1年次-3年次		8,000 ISK(毎年)	12年次	20,000 ISK
		4年次		9,000 ISK	13年次	22,000 ISK
		5年次		10,000 ISK	14年次	25,000 ISK
		6年次		11,000 ISK	15年次	28,000 ISK
		7年次		12,000 ISK	16年次	31,000 ISK
		8年次		13,500 ISK	17年次	34,500 ISK
		9年次		15,000 ISK	18年次	38,000 ISK
		10年次		16,500 ISK	19年次	42,000 ISK
		11年次		18,000 ISK	20年次	46,000 ISK
		⑳料金減免措置の有無	無。			
		㉑ PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。			

①国名	Republic of Iceland (IS) (アイスランド共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2009年1月 日施行 (2008年法律No.88 (2008年統合の意匠法))
	③地理的効力の範囲	アイスランド国内のみ。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者及び権利の承継人。 (意匠法第1条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アイスランドに非居住の出願人は、European Economic Area (EE領域)内、European Free Trade association のメンバー国内、又はアイスランド国内に居住する代理人を選定しなければならない。 (意匠法第47条)
	⑦出願言語	アイスランド語、デンマーク語、ノルウエー語、スウェーデン語、英語。 (意匠法第3条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日とみなす出願日から5年。5年毎に4回更新することができる。(最長25年) (意匠法第23条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第3条)
	⑩グレースピリオド*	有。次の事項が規定されている。期間は、何れも開示日から12月。 (1) 創作者又は承継人による意匠の開示。 (2) 創作者又は承継人に対する第三者の権利濫用による意匠の開示。 (意匠法第6条)
	⑪不登録対象	(1) 意匠の定義に合致しない創作。 (2) 新規性を欠く出願。 (3) 法律、公の秩序もしくは道徳に反して使用される意匠(公序良俗)。 (4) 公のシンボル、ユニフォーム又は要素と混同しやすい表現を含む意匠。 (5) 国の紋章、公式の国際的象徴、アイスランドの現地機関の記章等を使用した意匠。 (意匠法第7条)
	⑫実体審査の有無	無。出願人が申請した場合には審査が行われる。 (意匠法第18条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ条約に加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。公開制度ではないが、意匠の出願は、方式要件を満たしていると公報により公告(公開)される。 (意匠法第18条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。意匠出願の登録の公表を、出願人の請求により、出願日又は優先日から6ヶ月を限度として延期することができる。 (意匠法第18条)
	㉑異議申立制度の有無	無。 (意匠法第18条、第27条)
	㉒無効審判制度の有無	有。登録後、何人も意匠の無効を特許庁に申立てることができる。 (意匠法第27条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Iceland (IS) (アイスランド共和国)		
②④費用 単位 ISK (アイスランド ・クローナ)	[出願から登録までに掛かる費用]		
	出願料		
	1-5年の出願料	12,000 ISK(1意匠につき)	5,000 ISK(1超の各意匠につき)
	5-10年の出願料	15,000 ISK(1意匠につき)	5,000 ISK(1超の各意匠につき)
	10年以降の各5年の出願料	19,000 ISK(1意匠につき)	8,000 ISK(1超の各意匠につき)
	印刷料	3,000 ISK(1超の各意匠につき)	
	調査料	8,000 ISK(出願後の申請)	
		6,000 ISK(出願時の申請)	
		[意匠権の維持に掛かる費用]	
		存続期間の更新料	
		最初の5-10年の更新料	15,000 ISK(1意匠につき) 5,000 ISK(1超の各意匠につき)
	10年後の各5年間の更新:	19,000 ISK(1意匠につき) 8,000 ISK(1超の各意匠につき)	
②⑤料金減免措置 の有無	無。		

①国名	Republic of Iceland (IS) (アイスランド共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2012年6月14日施行（不破ぬ不年法律第45号） （注）2012年法律第45号は、本解析事項とは無関係な事項の解析につき、本解析は従前法律No.45/2009により解析した。）
	③地理的効力の範囲	アイスランド国内のみ。
	④他国制度との関係	欧州連合（EU）加盟国（OHIM）
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標 （商標法第3条）
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、立体商標 （商標法第2条）
	⑦出願人資格	標章を使用するいかなる個人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	有。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アイスランドに非居住の出願人は、アイスランドに居住する代理人を選任しなければならない。 （商標法第35条）
	⑪出願言語	アイスランド語 （商標法第1条）
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録の日から10年。10年毎に更新できる。 （商標法第26条）
	⑬クレスピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 他の商品と識別性のない標章 (2) 商品の性質、品質、目的、価格、生産地若しくは製造時期を示す記述のみからなる標章。 (3) 取引において一般的・日常的な呼称からなる標章 (4) 国の紋章若しくは公式な国際的シンボル等の標章と混同を生じる恐れがある標章。 (5) 法律、規則又は公の秩序に反する標章。 (6) 現存する事業名及び企業名、家名、芸名若しくは他の当事者と類似する名前、他の当事者の肖像と受け取られる標章。 (7) アイスランドにおいて周知とみなされる商標に類似し混同を生じるおそれのある標章 (8) 地理的名称を含むワイン若しくは蒸留酒の標章であって、当該商品の商標の登録が予定され、表示する地域から産出されたものでない標章。 （商標法第4条）
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 （商標法第15条、第26条）
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も、商標登録の公告の日から2月以内に異議申立を行うことができる。 （商標法第22条）
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、無効は裁判所に提訴することができる。

①国名	Republic of Iceland (IS) (アイスランド共和国)	
②④不 使用 取消 制度 の有 無	有。5年。継続して5年以上の不 使用については、不 使用取消を裁判所に提訴 することができる。 (商標法第25条)	
②⑤商 標分 類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。	
②⑥図 形要 素の 分類	無。	
②⑦譲 渡要 件	無。商標権は事業とは無関係に譲渡することができる。	
②⑧費 用 単 位 ISK (アイス ランド ・ク ロー ナ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 22,000 ISK(1分類) 5,000 ISK(2超の各分類につき) 2,500 ISK(立体標章、2超の各分類につき) [商標権維持に掛かる費用] 更新登録料 22,000 ISK(1分類) 5,000 ISK(2超の各分類につき)	
②⑨料 金減 免措 置 の有 無	無。	